

石巻市建設工事の入札における 調査基準価格及び最低制限価格制度の改正について

1 改正の概要

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの改正に伴い、本市建設工事の入札における調査基準価格及び最低制限価格の設定基準を改正します。

2 改正内容

調査基準価格及び最低制限価格の設定基準について、次のように改正します。

【改正前】

$$\begin{aligned} & A \text{ (調査基準価格及び最低制限価格)} \\ & = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times \underline{0.55} \\ & \text{(ただし、} A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10 \text{)} \end{aligned}$$



【改正後】

$$\begin{aligned} & A \text{ (調査基準価格及び最低制限価格)} \\ & = \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times \underline{0.68} \\ & \text{(ただし、} A \geq \text{予定価格} \times 7.5 / 10 \text{)} \end{aligned}$$

なお、建設工事に係る調査・設計及び測量の業務の入札における最低制限価格については、設定基準の改正は行っていません。

3 適用日

令和4年4月1日以降に公告又は指名の通知を行う建設工事について、改正後の設定基準を適用します。

【お問い合わせ先】

石巻市総務部管財課契約グループ

電話 0225-23-6611、6612